

尾鷲市農業委員会 令和6年4月定例会 議事録

1. 開催日時：令和6年4月5日（火）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室（円卓）
3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. 非農地通知について
4. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋
事務局次長	野田	憲市
事務局書記	川村	星太

7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から令和6年4月の農業委員会定例会を始めますのでよろしくお願いします。本題に入る前に事務局の異動がありましたので局長の方から紹介をお願いします。

事務局長

おはようございます。座って失礼します。事務局の異動なのですが、今回人事異動、4月の人事異動で大川 健志が4年間お世話になりましたが、政策調整課の秘書広報係に異動になりました。大川に代わりまして新規採用です。この4月1日に採用された職員で川村 星太と申します。大川の代わりに書記としてこの農業委員会のほうでまた一緒に努めさせていただきますのでまたお願いいたします。私はなにも代わらずもう一年よろしくお願いします。係長の野田がこの4月1日付で課長補佐級の主幹に昇格いたしました。ただ立場上は変わらず、ここの次長という形でまた関わらせていただきますのでよろしくおねがいします。では大川の方からみなさんにお礼のご挨拶をお願いします。

大川 主事

みなさんおはようございます。私事なのですが、4月から水産農林課から政策調整課のほうに異動となりました。私の方は水産農林課と農林振興係と農業委員会の事務局を兼任して4年間務めさせていただきました。4月、4年前行政1年目で右も左も分からない中でいろいろ温かいご指導をいただいて農業振興と農地法事務について精一杯やってきたつもりではあったのですが、至らぬ点多々あってですね、ご迷惑をおかけしたと思うのですが、今年度農業委員会としては農地バンクであったり法定化された地域計画の策定であったりあとは農業地図の策定が大きな業務になってくるのですけど新体制のもと、いろいろ農業振興、有機農業の推進も含めていろいろ見ていただけたらと思っております。ここで培った力はですね、政策調整課の方でも必ず力になると思っております。またどこかで見かけたらよろしくお願いします。

事務局

おはようございます。みなさんはじめまして。大川の後任でお世話になることになりました。川村 星太と申します。前職までは携帯販売の会社

員として活動しておりまして、公務員になってまだ5日目で農業に関わることも今回から初めてになりますのでなにも右も左も分からなくて知識もないので皆さんにご迷惑をおかけすることも多々あるかもしれませんが、今日の農業委員会からしっかり勉強させていただいて前任の大川の業務に一步でも近づけるように、尾鷲の農業にしっかり貢献できるように努めていきたいと思っておりますので、何卒宜しくお願い致します。

事務局長

また今年度このような体制でどうか1年よろしく申し上げます。大川の方は秘書広報係で広報のほうも、統計事務もさせてもらいますのでたぶんいろんなところでみなさんのところへ行くことがありますので、またどうぞよろしく申し上げます。はい、ではよろしく申し上げます。

議長

報告と紹介ありがとうございます。新体制でよろしく申し上げます。それでは、早速本題に入りたいと思いますので、本日の署名委員を指名させていただきます。1番の〇〇さん、8番の〇〇さんよろしく申し上げます。それでは、早速ですが議題に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。①番、農地法第3条の規定による許可についてから申し上げます。事務局申し上げます。

それでは議案題1号です。農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市矢浜、〇丁目〇〇番〇で地目は田です。面積は〇〇m²で譲渡人は尾鷲市〇〇町〇番〇〇号の〇〇さん。譲受人は尾鷲市〇〇町〇〇番〇〇号の〇〇さん。申請理由としましては所有権の移転により当該農地を取得し野菜を栽培するために申請が上がっております。紹介委員は推進委員の〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

議長

それでは、〇〇委員さん紹介申し上げます。

〇〇委員

申請地の地図なのですが10ページをご覧ください。10ページで矢浜地内の地図ですね。真ん中に〇〇っていう字がありますがこれが〇〇です。〇〇の隣接地で赤い丸をふってあるところが申請地となっております。この前ページの9ページに拡大図がありますのでこれを見てください。〇〇の横の近くで赤く塗られた所が申請地となっております。更にその前ページの公図をご覧ください。公図で示された〇〇番の〇〇で現況が畑で〇〇m²となっております。この申請地は譲渡人である〇〇さんが令和4年に相続したものです。農地として耕作していくことができない為できる方に譲渡したいというものです。なお譲受人はこの申請地でアカシソの作付けを行い他の農地でヤツガシラの栽培を予定している。それによつてき漬けの生産を目指している。現況については最後のページをご覧ください。写真で見るといろんな野菜がちょこちょこ写っているのですがこれはたまたま近所の人が利用して野菜を作っているようです。農地としてはすぐに活用できる状態のようです。ほんとに有効活用ができると思います。以上の内容での審査をよろしくをお願いします。

議長

はい、紹介がありまして、終わりましたがなにかございませんか。

〇〇委員

実際ヤツガシラの栽培は始めたのですが、実は私のところに貸してくれヤツガシラを。一部ちょっと貸して、栽培したいと。

〇〇委員

ちょっといいですか。赤線ですとあるところ、境目がちょっと見にくいので。

〇〇委員

写真では分かりにくいのですが、現地へ行きますと、畦道になって

いてかなり明確に区画は分かるようになっているのです。

〇〇委員 この写真ではどこかなと思ったので。

〇〇委員 草が生えてわかりにくいようになっているのですが、段差もちょっとついていて畦道となっております。

〇〇委員 はい、分かりました。

〇〇委員 これ3条ということは取得するのですね。所有権の移転とありますんで。はい、分かりました。

事務局長 くき漬けをなんとかしてくっていうことを考えるのであれば、こういうことを作ってくれる人を増やしていかないといけないね。

議長 どうですか、賛成の声も上がりましたので、採決をとります。この案件に賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員。
続きまして、番号②非農地証明願いについてお願いします。

事務局 それでは議案第2号です。非農地証明についてです。所在は〇〇で地目は畑です。地番が〇〇、面積は〇〇m²となっております。申請人は大阪府門真市〇〇町〇〇の〇〇さん。申請理由としまして本申請地は昭和43

年に分筆され現在に至るまで市道として使用されてきており農地として利用していない為、証明の申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

議長

それでは、〇〇さん、よろしく申し上げます。

〇〇委員

概要につきましては事務局から説明があった通りです。資料の3ページの公図をご覧ください。〇〇市の〇〇さんが赤線で印した地番〇〇番〇〇の地目畑〇〇m²を昭和〇〇年〇〇月〇〇日、56年前に分筆し一般交通のように供する道路、いわゆる公衆道路で使用し現在も6ページの現況写真の黄色い線で印した部分で市道の一部として利用されております。今回道路として尾鷲市へ寄付する中で本件申請に至ったわけです。申請場所ですが、5ページの地図をご覧ください。右下の建物は以前〇〇の〇〇があったところで向井地区の市道の青線で示していただいた40メートルくらいだと思うのですが、道路であります。ご審議お願いします。

議長

はい、紹介が終わりました。質問はございませんか。異議なしでよろしいでしょうか。それでは非農地証明願いの発行をお願いします。それでは3番、非農地通知について事務局からお願いします。

事務局

それでは、議案3号の非農地通知について説明させていただきます。所在は尾鷲市大字南浦〇〇番〇、〇〇番〇、地目は2つとも畑です。面積は合計で〇〇m²です。申請人は〇〇番地、〇〇さんです。本申請地は自然荒廃により農地法第2条第1項に規定する農地に該当せず、土地の所有者から非農地化の申請があったものです。申請内容の確認や現地確認を行い非農地であると判断し正式に非農地通知を発出するものです。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

議長

はい、〇〇さんよろしく申し上げます。

〇〇委員

それでは、非農地通知申出書について説明させていただきます。概要につきましては事務局から説明があった通りです。資料5ページの公図をご覧ください。土地所有者の〇〇さんが非農地通知の申出を行う地番は赤線で囲まれた〇〇番に〇〇m²と〇〇番に〇〇m²、地目畑合計〇〇m²の2筆です。この畑は自然荒廃で原野、山林となっており経過等が不明なため、農業委員会へ現地確認の申出をして非農地通知を発出してもらい、法務局で地目変更するために申請するものです。なお、この申請の条件として森林原野の様子を呈しているなど農地として利用することが物理的に困難な荒廃農地が対象となっております。7ページの現況写真をご覧ください。赤線で囲まれた字が小さいのですが〇〇番〇に隣接している〇〇番〇、2筆で県道〇〇号線〇〇に沿った土地です。写真に写っているのは茅やかん木が生い茂る原野で白い等高線に沿った傾斜地で緑色の所の写真は主に巨木の雑木と杉の木が混じった山林となっております。申請場所は6ページの地図をご覧ください。〇〇地区で、赤で印した場所であります。左下の建物等は三重県の〇〇で前面は尾鷲湾となっており、申請場所は農機具等では農地としての原状回復に物理的に困難な荒廃した農地であると現況確認しております。ご審議よろしく申し上げます。なお、この申出書は今回に限って前回は令和3年12月協議されております。以上です。

議長

紹介が終わりました。何か質問はございませんか。

〇〇委員

すいません、ちょっといいですか。非農地証明と非農地通知申出書とはどう違うのですか。

- 〇〇委員 荒廃地は山林か森になっていった、経過が分からん場合はこれを出すのです。申出書を。それで農業委員会が現場確認してこれは荒廃地でもう農地じゃないよと、いうことをここで共有してここから非農地でもう現況回復できんよと、ゆう通知をもって法務省行って地目変更するよと。
- 〇〇委員 そしたらもう非農地証明ださなくてもいいということですか。
- 〇〇委員 それをもって法務局へ添付して農地転用の手続きをすると。
3年前に一度ありました。
- 事務局長 本来は農地パトロールとかによってうちはあんまりやってないのですが、農地パトロールをして明らかに農地、荒廃して農地じゃない2条に適さないところが判断をしたら本人に通知を出します。本人に通知を出して登記変更してここは農地ではありませんので作付面積からも削除しますよというような手続きをこちら側から主体でできるような通知です。それを今回は向こう側から通知を出してくださいっていう依頼が来たので、ここで今日審議をしてこの通知を出すことが我々として農業委員会からの通知を出すことが適当とみなしたら本人はそれをもって法務局に行って地目変更することができるってゆう流れやもんで、うちに依頼が来たっていう感じです。でまあ、うちは依頼の方が多くて、普段から通知は積極的にあまり活用してないので、はい。
- 〇〇委員 結局はね、非農地通知はこれまで20年経っていたので非農地で良いですが、分からないから通知出して農地台帳からも削除するよね。
- 〇〇委員 そしたら税金高くなりますね。

事務局長

高くなる可能性はあります。

議長

地目は山林ではないですか。

事務局長

たぶんそうなると思います。でもなんか活用したいからなのかな。本人さんからの依頼があるってことは。登記を変えたいということじゃないとちょっと。

〇〇委員

この前見に行ったら、ちょうどいて、持ち主が木はチェーンソーもはいらなうといっていました。だから先、杉の木を切ったのです。

事務局長

あと、なんか使うのでしょうか。

〇〇委員

そこまでは聞いていません。

〇〇委員

は、分かりました。

議長

この委員会っていうのは確認だけでえんかいな。

事務局長

議案なので、非農地通知を出すことを了解ってことで。
了承したらよってことですね。

議長

異議なしでええんかいね。
はい、挙手全員、異議なしで。お願いします。ありがとうございました。
続きまして、その他で事務局お願いします。

事務局

それでは、その他の方で農地バンクの登録申請がありましたので、前回
農業委員会で2件登録させていただいて今回3件ありますのでご紹介さ
せていただきます。

資料は農地バンクの資料ありますか。

まず1件目が2筆あるのですが〇の〇〇さん。〇〇さんのほうから地
番〇〇番と〇〇番。お互い畑の状況です。場所が〇〇のお寺さんの裏の方
になります。写真見ていただいたら登録番号3と登録番号4、これつなぎ
になっています。3の上に4が何枚か畑になっています。もともとときわ
会の〇〇さんがときわ漬けの大根をするのに〇〇さんからお借りしとっ
たのですが〇〇さんちょっと腰とか痛めて他にも借りておる所があっ
てこの部分できないとなってですね、今回臨時的に地域おこし協力隊の〇
〇さんに大根ちょっと植えてもらっておったのですが、正式に〇〇さん
のほうからもうそのままにしていたらせっかく綺麗に〇〇さんが使っ
てもらったので使ってもらえたらありがたいということで農地バンクの方
へ登録していただきました。

状況見てもとても綺麗な畑でいつでも畑できるような恰好になってい
ます。はい。それが1件と。

もう1件が愛知県の方なのですが〇〇さんという方で。畑自体が大曾
根になります。大曾根〇〇番地、地目畑で地図の一番最後のページになる
のですが大曾根の〇〇の裏あたり、道からちょっと下がる川沿いの辺り
になります。で、畑そんなに大きくないのですがこうゆう防草シートひ
いて草だけは生えないようにしてくれとる状態で草刈りとかやっていく
のが大変で今回ご登録いただきました。

シートをはぐと畑として使っていただけるのではないかと考えております。今回はご紹介させてもらった3筆ですね。2件、3筆。これを新たに農地バンクのほうへ登録していきたいと考えておりますのでご紹介させていただきます。

今、前回の農用委員会に出した〇〇さんのところもそうなのですが状態の良い畑を出して登録していただいておりますので、今度は利用する人の方にしっかりアプローチしていきたいと考えておりますので、徐々に成約を1件でも増やしていきたいと考えております。

〇〇委員 これ2つともそうなのですが、道から畑向かうときに他の所有者のところを通るやないですか。

〇〇委員 そうなのです。道はありません。あったとしても畦道なのです。

〇〇委員 そやか、周りの人の了承というか。この大曽根の方の道はどうやって入っていくのですか。

事務局 大曽根は、ちょっと僕も現場行ってないからでその辺、登録するまでに車置くところとか、入っていきかたとか、ちょっと確認しときます。向井はもう通路、畦道できとって。畑の横まで車いけんのですけどね。

事務局長 条件はこれから出てくる案件はあんまり良くはないと思うのですが、良い所やったらもう使いよると思います。

農地バンクしていく中で1番の課題は今、おっしゃられたように周り仲良くやってく、農薬まきすぎるなどなんだかんだ、それは今回の協力隊のミッションでちゃんと周りとの間へ尾鷲市が入るということは、仲介も

調整も尾鷲市がしっかり入るっていうのが1点あります。もう1つの道がないとか車で横づけしたいとか

用水路がだいぶ傷んできとるとか、それは正直出てきます。

うちはこの農地バンクをしていって遊休農地をアクティブにしていくっていうミッションを受けてしているのですが、そのミッションをするのであれば基盤の整備の方の予算もしっかりつけていただかないと、できないですっていうのは財政課やもちろん市長も含めてやり取りしているのですが、まだ正直課題なのです。

だましまし使ってもらうしかないし、多分この大曾根とか残っていく案件なんじゃないかなと思うのですけどね。そこもあわせて頑張ります。

〇〇委員

重量野菜運ぶのに一輪車だけではね。

事務局長

そうですね、お金で解決はできるのだけどね。

遊休農地へお金をかけるっていうメリットを例えば移住者が増えてくるとか販売に繋げるとかそういうこととかまで絵を描ききらないと、いけないと思います。そこもちょっと視野に入れております。

事務局

条件いい所ばかりではないのですが、1件目のところは駐車場付かっていう良い場所もあって空き家バンクもそうなのですが良いところから先埋まっていって悪いところは8年くらい平気であるのですが、ちょっとでも前に進めるのに登録増やしていきたいと思っております。よろしくお願いします。ありがとうございます。以上です。

議長

他に事務局からはないでしょうか。

以上で本日の審議案件は終わりました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員